

NO&T U.S. Law Update

米国最新法律情報

2024 年 4 月

米国最新法律情報 No.115

危機管理・コンプライアンスニュースレター No.87

国際通商・経済安全保障ニュースレター No.15

米国外の者による米国制裁法及び輸出管理規則の遵守に関するコンプライアンスノートの公表

弁護士・ニューヨーク州弁護士 塚本 宏達

弁護士 深水 大輔

弁護士・ニューヨーク州弁護士 伊佐次 亮介

はじめに

2024 年 3 月 6 日、米国の商務省 (Department of Commerce)、財務省 (Department of Treasury) 及び司法省 (Department of Justice、以下「DOJ」といいます。) は、米国外に所在する個人及び法人 (以下総称して「非米国人」といいます。) に対して、米国制裁法及び輸出管理規則 (Export Administration Regulations、以下「EAR」といいます。) の遵守を求める連名のコンプライアンスノート (Department of Commerce, Department of the Treasury, and Department of Justice Tri-Seal Compliance Note: Obligations of foreign-based persons to comply with U.S. sanctions and export control laws、以下「本コンプライアンスノート」といいます。) ¹を公表しました。2023 年 7 月、3 省庁は、安全保障関連法令違反の可能性を認識した場合における企業の自主的な報告に関する連名のコンプライアンスノートを公表していましたが ²、本コンプライアンスノートは、非米国人に対する米国制裁法及び EAR の域外適用 ³の可能性、並びにこれらの法令に違反した場合における刑事訴追を含む執行メカニズムに焦点を当てるものとなっています。また、非米国人に対するコンプライアンス上の留意点や、そのリスクを軽減するためのコンプライアンスプログラムの具体的な内容も言及されています。

本コンプライアンスノートは、米国制裁法及び EAR の遵守について非米国人に対して新たな義務を創出するものではありませんが、3 省庁にとって非米国人が関連する米国制裁法及び EAR 違反の取締りが優先分野であることを強調するものとなっており、非米国人に対してもこれらの法律の遵守をより厳しく監視する米国政府の姿勢が明確に打ち出されています。

以下、本コンプライアンスノートの内容を簡潔にご紹介します。

¹ <https://ofac.treasury.gov/media/932746/download?inline>

² 詳細は、当事務所発行の米国最新法律情報 No.97/危機管理・コンプライアンスニュースレターNo.79/国際通商・経済安全保障ニュースレターNo.10「米国制裁法・輸出管理規則等の安全保障関連法令違反の自主的な報告に関するコンプライアンスノートの公表」(2023 年 8 月)をご確認ください。

³ 広く外国の会社等に対しても自国の法規を適用しようとすることを、一般に、「域外適用」といいます。

米国制裁法及び EAR の域外適用

1. 米国制裁法の域外適用

本コンプライアンスノートは、全ての米国人が財務省外国資産管理局（Office of Foreign Assets Control、以下「OFAC」といいます。）による規制（以下「OFAC 規制」といいます。）を遵守しなければならないとする一方で、非米国人であっても特定の OFAC 規制を遵守しなければならない場合があることに言及しています。例えば、非米国人が、米国人に対して故意又は過失にかかわらず米国制裁法に違反する行為を行わせたり、共謀したり、その他米国の制裁を回避する行為に関与することが禁止されています⁴。さらに、特定の制裁プログラム⁵においては、米国人が所有又は支配する外国企業も、当該規制に従わなければならないとされています。

OFAC 規制に違反した場合、民事罰及び刑事罰の対象となる可能性があります。OFAC は米国人による OFAC 規制違反に関与した非米国人に対しても積極的に執行を行っており、本コンプライアンスノートにおいては以下の行為類型及び執行例が列挙されています。

- ① 米国人が関与する金融取引において、制裁対象者・制裁対象地域が関与していることを取引文書から隠蔽したり、記載を省略したりする行為
→2023 年 6 月、スウェーデンの金融機関のラトビア子会社である Swedbank Latvia が計 386 のクリミア半島関連の OFAC 制裁の違反について民事制裁金約 340 万ドルを支払う旨の和解をした事例
- ② 制裁対象地域向けの輸出に向けて米国人を欺く行為
→2021 年 7 月、UAE の Alfa Laval Middle East 社が計 2 つの OFAC 制裁プログラムの違反について民事制裁金約 42 万ドルを支払う旨の和解をした事例
- ③ 禁止されている取引に関して、米国の金融システムを通じた送金等を行うことにより、米国の金融機関に OFAC 制裁に違反する取引等をさせる行為
→2022 年 4 月、オーストラリアの Toll Holdings 社が計 2,958 の OFAC 制裁プログラムの違反について民事制裁金約 613 万ドルを支払う旨の和解をした事例

なお、これらは非米国人が責任を負う可能性のある事例の一部に過ぎず、OFAC は優先度の高い外交政策目標を支援するため、引き続き積極的に調査活動を行うこととされています。

2. EAR の域外適用

EAR は、デュアルユース品目（軍事用途への転用が可能な民生用途品目）の輸出管理のための規制ですが、全世界の製品が EAR の対象品目に含まれる可能性があり、非米国人に対しても EAR が適用される可能性があります。EAR の域外適用が想定されるのは以下のケースです。

- ① 「再輸出」又は「国内移転」
→「再輸出」は、域外適用の典型的な場面であり、EAR 適用対象品目を、方法を問わず、米国以外の国から、別の米国以外の国に実際に出荷又は移送することを指します。また、経由国を経て EAR で特定された仕向地に対して品目を輸出する場合、当該経由国ではなく、当該仕向地への「輸出」とみなされる⁶ため、例えばイラン向けの制裁を回避する目的で UAE の販売代理店に商品を輸出し、当該 UAE の販売代理店に対してイランの顧客に対する輸送を指示するような場合、当該輸出はイラン向けの輸出とみなされ、輸出者及び販

⁴ 50 U.S.C. § 1705(a) “It shall be unlawful for a person to violate, attempt to violate, conspire to violate, or cause a violation of any license, order, regulation, or prohibition issued under this chapter.”

⁵ イラン、キューバ及び北朝鮮向けの制裁プログラムが対象となっています。

⁶ EAR § 734.13(c)

売代理店が共に EAR 違反の責任を負うこととなります。

② 「組込品」

→EAR 規制対象の米国原産品目が一定割合（デミニミスレベル）を超える外国製品目は EAR 対象品目となり、デミニミスレベル（de minimis levels）はイラン、北朝鮮、シリア及びキューバを仕向地とする場合には 10%、それ以外の国・地域を仕向地とする場合には原則として 25%とされています。

③ 「直接製品」

→所定の米国原産の技術又はソフトウェアを直接利用して米国外で生産された一次製品（プロセスやサービスを含みます。）をいい、それ自体に米国原産の品目を含まない場合でも、EAR の規制対象に含まれることとされています。すなわち、商流に米国や米国人が関与していない場合であっても EAR の適用があるケースであり、域外適用の観点から特に留意が必要です。代表的な直接製品規制としては、ファークウェイ直接製品ルール（2020 年新設）、ロシア・ベラルーシ軍事エンドユーザー直接製品ルール（2022 年新設）、先端コンピューティング直接製品ルール（2022 年新設、2023 年改定）等が挙げられます⁷。本コンプライアンスノートでは、米国外の半導体施設において米国製の半導体製造装置が至る所で利用されている実態を踏まえると、特定の主体や場所向けの半導体に関して、製造場所にかかわらず、直接製品規制の適用があり得るとの指摘がなされています。

また、本コンプライアンスノートでは、非米国人による EAR 違反に対する過去の執行事例として、2023 年 6 月ロシア諜報機関への調達に関与したオランダとギリシャの Aratos Group 社に対して暫定拒否命令（Temporary Denial Order）を発令した事例⁸、2022 年 2 月以降、組込品の規制に違反したとして複数の航空会社に対して暫定拒否命令を発令した事例、2023 年 4 月ファークウェイ向けの直接製品規制に違反したとして米国及びシンガポールのシーゲイト・テクノロジー社に対して 3 億ドルの罰金が課された事例⁹が挙げられています。

米国制裁法及び EAR 違反に対する刑事訴追

DOJ は、国際緊急経済権限法（International Emergency Economic Powers Act）及び輸出管理改革法（Export Control Reform Act of 2018）に基づき、米国制裁法又は EAR の故意の違反に対して、刑事訴追を行う権限を有しています。米国制裁法又は EAR の故意の違反（違反を行わせたり、違反を誘発したりする場合も含まれます。）に対しては、20 年以下の懲役及び 100 万ドル以下の罰金が科される可能性があります¹⁰。

本コンプライアンスノートでは、近時 DOJ により刑事訴追がなされた事例として、①2022 年 10 月、目的地を偽装等してロシア軍やその関係者に対して米国産のジグ・グライNDER を供給しようとしたラトビア人 3 名、ウクライナ人 1 名、ラトビア企業及びエストニア企業に対して刑事訴追を実施した事例¹¹、②2023 年 12 月、無人航空機用の米国産のマイクロ・エレクトロニクスをイランに輸出した、イランを本拠とする個人及び中国・香港を本拠とする個人に対して刑事訴追を実施した事例¹²、③2023 年 11 月、世界最大の仮想通貨交換市場を運営する

⁷ 最近の直接製品ルールの拡大については、当事務所発行の米国最新法律情報 No.107/国際通商・経済安全保障ニュースレターNo.13「米国輸出管理規制アップデート～先端コンピューティング及び半導体製造装置関連の輸出管理規制の強化～」(2023 年 12 月)をご確認ください。

⁸ <https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/about-bis/newsroom/press-releases/3285-2023-06-09-bis-press-release-aratos-tdo-final/file>

⁹ <https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/about-bis/newsroom/press-releases/3264-2023-04-19-bis-press-release-seagate-settlement/file>

¹⁰ 50 U.S.C. § 1705(c)、50 U.S.C. § 4819(b)。

¹¹ <https://www.justice.gov/opa/pr/justice-department-announces-charges-and-arrests-two-cases-involving-export-violation-schemes>

¹² <https://www.justice.gov/opa/pr/iranian-national-charged-unlawfully-procuring-microelectronics-used-unmanned-aerial-vehicles>

Binance 社から米国制裁法の違反（米国のユーザーと制裁対象国のユーザーとの取引を行わせたこと等）について有罪答弁を得た事例¹³が挙げられています。

コンプライアンス体制を整備する上でのポイント

本コンプライアンスノートを含め 3 省庁が継続的にメッセージを発信し続けているという事実は、米国政府が、企業等に対し、国家安全保障に関連するコンプライアンスを徹底させたいという明確な意思を有していることを表しています。グローバルにビジネスを展開する日本企業においても、米国制裁法や EAR 等が適用されるケースを正しく理解した上で、それらの違反の可能性を特定し、潜在的な違反に対して迅速かつ効果的に対処するためのコンプライアンスプログラムを早急に整備することが求められています。本コンプライアンスノートでは、今後コンプライアンスプログラムの整備を進めていく上で特に注意すべきいくつかのポイントが列挙されています。

- 制裁コンプライアンスプログラムの開発、実施及び定期的なアップデートにより、制裁コンプライアンスに対するリスクベース・アプローチを採用する。
- 関連会社、子会社、代理店、その他の取引先が関与する支払いと物品の移動を管理するために、強固な内部統制手続を確立する。そのような管理体制を構築することにより、複雑な支払や請求の取決めによって隠蔽される可能性のある制裁対象者や制裁対象地域とのつながりを検知するのに役立つ。
- 顧客情報（パスポート、電話番号、国籍、居住国、法人設立国、事業所、住所等）と地理情報がコンプライアンス・スクリーニング・プロトコルに適切に統合され、全体的なリスク評価と特定の顧客のリスク評価に基づいて継続的に情報が更新されていることを確認する。
- 子会社及び関連会社が、米国法制裁及び EAR に関する研修を受け、レッドフラッグを効果的に特定することができ、禁止行為を把握して経営陣に対して報告する権限が与えられていることを確認する。
- コンプライアンス上の問題が特定された場合、可能な限り、直ちに効果的な措置を講ずるものとし、問題の根本的原因が特定され是正されるまでの間、代替の管理策を特定し、実施する。
- 特に、企業が急速に拡大している場合や、複数の事業体にまたがって従来とは異なる情報技術システムやデータベースが統合されている場合には、他の企業との合併や買収に先立ち、米国制裁法や EAR のリスクを軽減するための対策を特定し、実施する。
- 米国制裁法又は EAR に違反した可能性があると思われる当事者は、自主的にその事実を報告すべきである¹⁴。

2024 年 4 月 9 日

¹³ <https://www.justice.gov/opa/pr/binance-and-ceo-plead-guilty-federal-charges-4b-resolution>

¹⁴ 脚注 2 参照。

[執筆者]

**塚本 宏達**

(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士 パートナー)
hironobu_tsukamoto@noandt.com

京都大学法学部及び The University of Chicago Law School 卒業。05 年～07 年 Weil, Gotshal & Manges LLP (シリコンバレー) 勤務。雇用関連法と知的財産法の分野を中心として国内外の依頼者に対しリーガルサービスを提供するほか、会社法関連紛争、不動産取引関連紛争等、企業活動に関連する多様な紛争案件の代理経験も豊富に有する。また、海外訴訟のマネジメントや国際仲裁案件の代理といった国際紛争対応も行っている。

**深水 大輔** (長島・大野・常松法律事務所 弁護士・パートナー)

daisuke_fukamizu@noandt.com

主に、危機管理・企業不祥事対応、コンプライアンス、独禁法、金融レギュレーション等を取り扱っており、大型企業事件を多数手がける。また、信州大学特任教授として The Cambridge International Symposium on Economic Crime への登壇や、White Collar Crime Workshop を主催するほか、精力的に国内外で企業犯罪に関する研究活動に取り組んでいる。加えて、その経験から、経産省「Society5.0 における新たなガバナンスモデル検討会」の委員及び KonaAI のアドバイザリーボードに選出された。The Legal 500 において「Asia Pacific Next Generation Lawyers」に選出されている (4 年連続) ほか、ALB では「40 under 40 (2019)」で Asia Outstanding Legal Professionals に選ばれ、ALB Japan Law Awards 2020 において「Young Lawyer of the Year」を受賞、Financial Times (FT) 主催の Innovative Lawyers Asia-Pacific 2022 Awards において「Innovative Practitioner」として掲載されている。日本経済新聞社「2023 年に活躍した弁護士ランキング」の「危機管理」分野において総合 3 位。

**伊佐次 亮介** (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士)

ryosuke_isaji@noandt.com

2012 年東京大学法学部卒業。2014 年東京大学法科大学院修了。2015 年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2022 年 Columbia Law School 卒業 (LL.M., James Kent Scholar)。2022 年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 勤務。

国内外の M&A、TMT (Technology, Media and Telecoms) 分野の取引・紛争を中心に、現在はニューヨークを拠点として企業法務全般に関するアドバイスを提供している。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的な事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700

New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として 2010 年 9 月 1 日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約 600 名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

(*提携事務所)

米国最新法律情報、危機管理・コンプライアンスニュースレター及び国際通商・経済安全保障ニュースレターの配信登録を希望される場合には、<<https://www.noandt.com/newsletters/>>よりお申込みください。米国最新法律情報に関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-us@noandt.com>まで、危機管理・コンプライアンスニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-compliance@noandt.com>まで、国際通商・経済安全保障ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<nl-internationaltrade@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。